

I 都市計画マスターplanについて



都市計画マスターplanの目的と役割

都市計画マスターplanは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。このマスターplanは、「第7次安城市総合計画」並びに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（西三河都市計画区域マスターplan）」に即し、また、整合を図りながら、より良い都市づくりの総合的な方針をとりまとめるものであり、次のような役割があります。

- 実現すべき具体的な将来の都市像を示し、市民や事業者などの多様な主体が共有するまちづくりの目標を設定します。
- 長期的、総合的なまちづくりの基本方針として、土地利用、都市施設及び市街地開発事業などの個別の都市計画の相互の整合性、総合性を図ります。
- まちづくりに対する住民の理解を深め、策定や事業などへの協力・参加を促進します。



都市計画マスターplanの概要

●対象区域	都市計画区域である市全域を対象とします。
●目標年次	都市計画マスターplanの目標年次は、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、おおむね10年後である平成32年（2020年）を目標年次とします。
●構 成	都市全体に関わる基本的な方針を定める「全体構想」と、安城市を5地域に分け、各地域に関わる基本的な方針を定める「地域別構想」を中心として構成します。

安城市都市計画マスターplanの位置づけ

